

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
小倉 明	埼玉県大宮市土手町一丁目 46 番 1 号ライオンズプラザ大宮 301
渡邊 均	東京都葛飾区四つ木二丁目 6 番 23-903 号
鈴政 一夫	千葉県千葉市稲毛区小仲台七丁目 3 番 1 号アクアフォレスト・ルネ稲毛フォレスト 513
岩濱 みゆき	埼玉県蕨市南町一丁目 26 番 6 号
小川 千恵子	埼玉県戸田市笹目北町 4 番 7 号朝日パリオ戸田 101 号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成18年 7 月 6 日から平成19年 3 月31日まで

監査委員事務局

長野県労働委員会告示第 1 号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第 5 条第 2 項の規定により、平成18年 6 月28日、長野県公営企業に従事する同法第 3 条第 4 号に規定する職員が結成し、又は加入する長野県企業局労働組合について、労働組合法（昭和24年法律第174号）第 2 条第 1 号に規定する者の範囲を認定したので、昭和53年長野県地方労働委員会告示第 1 号（長野県企業局労働組合の労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲の認定）の一部を次のように改正します。

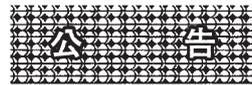
平成18年 7 月 6 日

長野県労働委員会

表中 「課長局付 経営企画課企画幹」 を 「チームリーダー局付 経営企画チーム企画幹」

に、「経営企画課の」を「経営企画チームの」に、「総務課長」を「総務チームリーダー」に、「業務課長」を「業務チームリーダー」に改める。

労働委員会



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成18年 7 月 6 日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
諏訪都市計画市場 1 号 諏訪市地方卸売市場
- 2 縦覧場所
長野県企画局土地・景観チーム及び諏訪市役所

土地・景観チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

平成18年 7 月 6 日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年 6 月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野音楽療法研究会
- 3 代表者の氏名
前 田 登志枝
- 4 主たる事務所の所在地
長野市三輪二丁目 4 番33号
- 5 定款に記載された目的
この法人は音楽を媒介に、心身に障害を持つ方々の治療と健康増進、QOLの向上のために深く音楽療法を学び、実践することにより、人々の健康と音楽療法の発展に積極的に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

平成18年 7 月 6 日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年 6 月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野県高齢者福祉協会
- 3 代表者の氏名
佐 藤 繁 信

- 4 主たる事務所の所在地
長野市南長野南県町1001番地 3 陽光丸ビル 4階
- 5 定款に記載された目的
この法人は、長野県内の高齢者及び介護者の生活を支援するため、介護予防、介護事業、介護に関する情報提供、研修、助言指導に関する事業を行い、地域福祉の向上と発展に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年 7月 6日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
平成18年度長野県庁舎電気設備定期精密検査業務
 - (2) 役務の特質
長野県庁舎の電気設備（特別高圧受電設備を含む。）の定期精密検査
 - (3) 履行期日
契約締結の日から平成18年10月31日までの間において仕様書で定める日
 - (4) 履行場所
長野市大字南長野字幅下692- 2
長野県庁舎
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 第2種電気主任技術者以上の技術員を有する者であること。
 - (5) 30,000V以上の特別高圧受電設備に係る精密検査業務を履行できる能力を有する者であること。

- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692- 2
長野県総務部財産活用チーム
電話 026 (235) 7045

- 4 入札手続等
 - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年 7月19日（水） 午前10時
イ 場所 長野県庁 本館入札室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年 7月13日（木）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

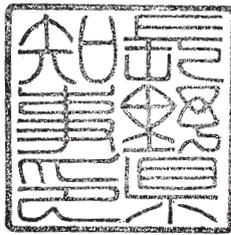
財産活用チーム

公告

長野県知事印を次のように新調し、平成18年 7月 6日から使用を開始します。

平成18年 7月 6日

長野県知事 田 中 康 夫

印 影	看 守 者
	<p>情報公開・法規チーム</p>

情報公開・法規チーム

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成18年7月6日

長野県知事 田中康夫

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
上伊那郡飯島町	地籍簿及び地籍図	平成16年度から平成17年度まで	上伊那郡飯島町の一部	平成18年7月6日
木曽郡木曽町	地籍簿及び地籍図	平成16年度から平成17年度まで	木曽郡木曽町日義の一部	平成18年7月6日

水と土・郷づくりチーム

公告

県営野辺山地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成18年7月6日

長野県知事 田中康夫

- 土地改良事業の名称
県営畑地帯総合土地改良事業
- 工事の着手年月日
昭和61年10月8日
- 工事の完了年月日
平成17年9月15日

水と土・郷づくりチーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年7月6日

長野県知事 田中康夫

- 入札に付する事項
 - 借入をする物品及び数量
防腐処理（CCA処理）判別機 一式
 - 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - 借入期間
平成18年10月1日から平成19年3月31日まで
 - 借入場所
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県生活環境部廃棄物監視指導チーム
 - 入札方法
1月あたりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
 - 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県生活環境部廃棄物監視指導チーム
電話 026 (235) 7203
- 入札手続等
 - 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年7月18日 午前9時
イ 場所 長野県庁 西庁舎304号室
 - 郵送入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
 - 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要です。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

廃棄物監視指導チーム

公告

平成19年度長野県農業大学校農学部学生を次のとおり募集します。

平成18年 7月 6日

長野県知事 田 中 康 夫

1 募集人員及び修業年限

学 科 等		修業年限	募集人員
総合農学科	作物コース	2年	合計 60人
	畜産コース		
	野菜コース		
	花きコース		
	果樹コース		
	農村生活コース		
専門技術科	作物コース	2年	若干人
	園芸コース		
	畜産コース		
実科・研究科	果樹実科・研究科	各1年	実科 合計 50人 研究科 合計 50人
	野菜花き実科・研究科		
	畜産実科・研究科		
	中信農業実科・研究科		
	南信農業実科・研究科		

2 一般入学試験

(1) 受験資格

ア 総合農学科

次のいずれかに該当する者(平成19年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)であること。

(7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(4) 学校教育法第56条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。)

(9) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

イ 専門技術科

次のいずれかに該当する者(平成19年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)であること。

(7) 学校教育法による短期大学において、農業に関する正規の課程を修めて卒業した者

(4) 都道府県立農業講習所(学校教育法による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を入所資格とする修業年限2年以上のものに限り。又は都道府県立農業者研修教育施設(農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第7条第1項第5号の事業を行うものとして設置されたもの)の養成部門において、農業に関する正規の課程を修めて卒業した者

(9) (7)又は(4)と同等以上の学力があると認められる者

ウ 実科

次のいずれかに該当する者(平成19年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)であること。

(7) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(4) 学校教育法第56条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。)

(9) 学校教育法施行規則第69条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(エ) 18歳以上であって、(7)、(4)又は(9)と同等以上の学力があると認められる者

エ 研究科

次のいずれかに該当する者(平成19年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)であること。

(7) 長野県農業大学校の実科を卒業した者

(4) 学校教育法による短期大学を卒業した者

(9) (7)又は(4)と同等以上の学力があると認められる者

(2) 入学志願の手続き

ア 提出書類

(7) 入学願書(長野県農業大学校所定の用紙を使用してください。)

(4) 調査書(最終卒業学校の長が証明し、かつ、封印したもの。ただし、廃校、り災その他の事情によって最終卒業学校の長の調査書が得られない者については、卒業証明書、成績通知票又はこれらに相当する書類をもってこれに代えることができます。)

(9) (1)のアの(9)又は(1)のウの(9)に該当する者については、その事実を証する書類

(イ) 写真(出願前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、背景なしの縦7cm横5cmのもの1枚を入学願書にはってください。)

(4) 受験票(長野県農業大学校所定の用紙にあて先を明記し、50円切手をはってください。)

(カ) その他校長が必要とする書類

イ 受付期間

平成18年12月22日(金)から平成19年1月12日(金)まで(郵送による場合は、平成19年1月12日までの消印のあるもの)に限り受け付けます。

ウ 受験料

受験料(2,200円)は、長野県収入証紙により(入学願書にはり、消印しないでください。)納付してください。

エ 入学願書等の提出先

受験しようとする学科	提出先
総合農学科 専門技術科	長野県農業大学校 〒381-1211 長野市松代町大室3700 電話 (026) 278-5211
果樹実科・研究科	長野県農業大学校 果樹実科・研究科 〒382-0072 須坂市大字小河原492 電話 (026) 246-2411
野菜花き実科・研究科	長野県農業大学校 野菜花き実科・研究科 〒381-1211 長野市松代町大室2206 電話 (026) 278-6848
畜産実科・研究科	長野県農業大学校 畜産実科・研究科 〒399-0711 塩尻市大字片丘10879 電話 (0263) 52-1188
中信農業実科・研究科	長野県農業大学校 中信農業実科・研究科 〒399-6461 塩尻市大字宗賀字床尾1066-1 電話 (0263) 52-1148
南信農業実科・研究科	長野県農業大学校 南信農業実科・研究科 〒399-3103 下伊那郡高森町下市田2476 電話 (0265) 35-2240

(3) 入学試験の実施

試験は、筆記試験及び人物考査とし、次により実施します。

ア 期日及び場所

(7) 期日 平成19年1月22日(月)

(4) 場所 (2)のエの入学願書等の提出先

イ 筆記試験の内容

(7) 総合農学科及び実科

	総合農学科		実科	
	科目	内容	科目	内容
必須科目	国語(60分)	国語総合(注)1 (古文・漢文を除く。)	国語(60分)	国語総合(注)1 (古文・漢文を除く。)
	数学(60分)	数学I(注)1	小論文(60分)	1,200字以内
選択科目	公民(60分)	現代社会	数学(60分)	数学I(注)1
	化学(60分)	化学I(注)1	公民(60分)	現代社会
	生物(60分)	生物I(注)1	化学(60分)	化学I(注)1
	農業(60分)	(注)2	生物(60分)	生物I(注)1
	から1科目		農業(60分)	(注)2

			から1科目	
--	--	--	-------	--

(注)1 国語総合、数学I、化学I及び生物Iの内容は、旧課程及び新課程の共通範囲とします。

2 農業の内容は、各種作物の栽培管理(作物の種類、栽培、経営、機械及び流通加工)及び各種家畜の飼養管理(家畜の種類、飼育、経営及び流通加工)とします。

(4) 専門技術科

科目	出題形式	内容
一般教養(90分)	多枝選択	一般知識 文章理解 判断推理 数的推理 資料解釈
専門(90分)	記述式	栽培原論 作物学総論 果樹・野菜・花き園芸学総論 畜産学総論 土壤肥料学 植物病虫害学 農業経営学

(7) 研究科

論文(90分、1,600字以内)とします。

(4) 合格者の発表

平成19年2月2日(金)に試験を実施した場所に掲示するほか、本人に通知します。

3 推薦入学試験

最終学校における成績が特に優秀であって、当該学校長から推薦された者(高等学校長の推薦は、平成18年3月に卒業した者及び平成19年3月に卒業見込みの者、その他の推薦は、平成19年3月に卒業見込みの者に限ります。)については、次により推薦入学試験を実施します。

(1) 入学願書の受付期間

平成18年10月16日(月)から10月27日(金)まで

(郵送による場合は、平成18年10月27日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

(2) 提出書類

2の(2)のアの提出書類のほか、最終学校の長の作成した推薦書

(3) 受験料

2の(2)のウのとおり

(4) 入学願書等の提出先

2の(2)のエのとおり

(5) 書類審査及び結果通知

提出された書類を審査し、審査の結果を平成18年11月10日(金)までに本人に通知します。

(6) 試験の内容

書類審査合格者については筆記試験を免除し、人物考査(小論文「60分、1,200字以内」を含みます。)を、次により行います。

ア 期日 平成18年11月22日(水)

イ 場所 (4)の入学願書等の提出先

(7) 合格者の発表

平成18年12月1日(金)に試験を実施した場所に掲示するほか、本人に通知します。

(8) その他

推薦入学試験に合格しなかった者で、長野県農業大学校に入学を希望する者は、2の一般入学試験の手続きにより受験する

ことができます。

4 その他

- (1) 入学願書の用紙等の請求、試験についての問い合わせ等は、入学願書等の提出先に行ってください。
- なお、郵便により入学願書の用紙等を請求する場合は、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封してください。
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

農業生産振興チーム

公告

平成19年度長野県林業大学校学生を次のとおり募集します。

平成18年7月6日

長野県知事 田 中 康 夫

1 募集人員及び修業年限

- (1) 募集人員 20人(林業専門課程林学科)
- (2) 修業年限 2年

2 一般入学試験

(1) 出願資格

次のいずれかに該当する者(平成19年3月31日までに該当する見込みの者を含む。)とする。

- ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- イ 学校教育法第56条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願手続

ア 提出書類

- (7) 入学願書(本校所定の用紙による。)
- (4) 調査書(最終学校の長が作成したもの。ただし、廃校、り災その他の事情によってこの調査書が得られない者にあつては、卒業証明書及び成績通知票の写し又はこれらに相当する書類をもってこれに代えることができる。)
- (ウ) (1)のウに該当する者にあつては、その事実を証する書類
- (イ) 受験票交付用封筒(長形3号封筒に出願者の住所、氏名、郵便番号を明記のうえ、80円切手を貼ったもの。)

イ 受験料

受験料(2,200円)は、長野県収入証紙により(入学願書の所定欄にはって、消印しないこと。)納付すること。

ウ 受付期間

平成18年12月4日(月)から12月19日(火)まで(受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、土曜日及び日曜日は除く。

郵送による場合は、平成18年12月19日(火)までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ 提出先

長野県木曾郡木曾町新開4385の1
(郵便番号 397-0002)
長野県林業大学校

オ 受験票の交付

入学願書を受理したときは、後日受験票を交付する。

(3) 入学審査

入学審査は、筆記試験、人物考査及び身体検査とし、次により実施する。

ア 期日及び場所

- (7) 期日 平成19年1月17日(水)
- (4) 場所 長野県林業大学校

イ 筆記試験

- (7) 必須科目 英語 I (60分)
- (4) 選択科目 国語 I (古文、漢文を除く。)、生物 I B 及び育林のうち1科目(60分)

ウ 人物考査

面接

エ 身体検査

面接

(4) 合格発表

平成19年1月26日(金)午前9時に長野県林業大学校に掲示するほか、本人に通知する。

3 推薦入学試験

(1) 出願資格

2の(1)に該当する者のうち、最終学校における成績が特に優秀であつて、該当学校の長から推薦された者

(2) 推薦条件

- ア 最終学校の長が入学後の学業について十分成果が期待できると認め、責任をもって推薦する者
- イ 本校への入学を専ら志願する者

(3) 出願手続

ア 提出書類

2の(2)のアの提出書類のほか、最終学校の長の作成した推薦書

イ 受験料

2の(2)のイによる。

ウ 受付期間

平成18年10月10日(火)から10月24日(火)まで(受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、土曜日及び日曜日は除く。

郵送による場合は、平成18年10月24日(火)までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ 提出先

2の(2)のエによる。ただし、最終学校の長を経由して行うこと。

オ 受験票の交付

2の(2)のオによる。

(4) 入学審査

入学審査は、人物考査及び身体検査とし、次により実施する。

ア 期日及び場所

- (7) 期日 平成18年11月8日(水)
- (4) 場所 長野県林業大学校

イ 人物考査

小論文(60分)及び面接

ウ 身体検査

面接

(5) 合格発表

平成18年11月21日(火)午前9時に長野県林業大学校に掲示するほか、推薦書を作成した最終学校の長を経由して本人に通知する。

なお、推薦入学試験の結果、合格しなかった者は、2に定めるところによる一般入学試験に出願することができる。

4 その他

入学願書用紙等の請求又は試験についての問い合わせは、長野県林業大学校(電話 0264-23-2321)に行うこと。

郵送により入学願書等の用紙を請求する場合は、請求者の住所、氏名、郵便番号を明記のうえ、140円切手を貼った角形2号封筒を同封すること。

林業振興チーム

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成18年7月6日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

- 千曲都市計画土地区画整理事業 上山田土地区画整理事業
- 住吉土地区画整理事業
- 杭瀬下土地区画整理事業

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県土木部都市計画チーム及び千曲市役所

都市計画チーム

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成18年7月6日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

- 千曲都市計画道路 3・5・6号 住吉線
- 3・6・7号 新世界通り線
- 3・5・8号 中央通り線
- 3・6・9号 東町観世通り線
- 3・6・10号 北町線
- 3・6・11号 向島線
- 3・6・12号 戸倉温泉通り線
- 3・5・27号 力石線
- 3・5・28号 歴史公園線
- 8・7・1号 荒町西線
- 8・7・2号 長雲寺線
- 8・7・3号 荒町西川線
- 8・7・4号 八郎右エ門線
- 8・7・5号 白銀町線
- 8・7・6号 田町線
- 8・7・7号 東町線
- 8・7・8号 本八日劇場線
- 8・7・9号 黒川南線

- 8・7・10号 本八日東線
- 8・7・11号 旭町千曲町線
- 8・7・12号 極楽寺参道線
- 8・7・13号 稲荷山桑原線
- 8・7・14号 上田町線
- 8・7・15号 稲荷山本線

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県土木部都市計画チーム及び千曲市役所

都市計画チーム

公告

南佐久郡佐久穂町による宮ノ入地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年7月6日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

1 土地改良事業の名称

基盤整備促進事業

2 土地改良事業の施行についての同意年月日

平成12年7月3日

3 土地改良事業を行った者の名称

南佐久郡佐久穂町

4 事務所の所在地

南佐久郡佐久穂町大字畑164番地

5 工事着手年月日

平成13年11月20日

6 工事完了年月日

平成14年3月27日

水と土・郷づくりチーム

公告

南佐久郡佐久穂町による頭無地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年7月6日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

1 土地改良事業の名称

基盤整備促進事業

2 土地改良事業の施行についての認可年月日

平成10年9月21日

3 土地改良事業を行った者の名称

南佐久郡佐久穂町

4 事務所の所在地

南佐久郡佐久穂町大字畑164番地

5 工事着手年月日

平成12年11月10日

6 工事完了年月日

平成13年3月27日

水と土・郷づくりチーム